

# お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

## 果樹農家の皆さんへ「果樹剪定枝の回収」を行います

木質資源の有効活用及び野焼きの防止を目的に、剪定枝の回収事業を行います。持ち込まれた剪定枝は木炭に加工し、土壌改良剤などとして有効利用されます。

### ▶受入期間・時間

4月1日(金)～15日(金) ※土・日曜日除く  
午前9時～正午、午後1時～午後4時

### ▶料金 10キロあたり150円(消費税別)

※町は費用の2/3(100円及び消費税相当額)を負担します。農業者の方は、受入場所で差引額をお支払いください。

なお、住所確認として、免許証等の身分証明書の提示を求めますので、忘れずに持参してください。

### ▶受入場所

株式会社プライム ☎023-666-2350  
(山辺町大字大蔵/東北カーボン株式会社敷地内)

### ▶受入に関する注意事項

- ①剪定枝の太さは30センチ以内。長さ制限なし
- ②結束する場合は、縄または麻ひも使用

### ▶受入できないもの

抜根、太さ30センチを超える枝、土・泥のついた枝、葉のついた枝、腐敗した枝、庭木の剪定枝、マイカ線・ビニールひも・針金・電線等で結束したもの

### ▶問合せ先

農林振興課 農政係 ☎67-2114

## 年金生活者支援給付金制度に便乗した詐欺にご注意ください

年金生活者支援給付金制度に便乗し、厚生労働省、日本年金機構または役場職員を名乗る者から、「年金生活者支援給付金の振込口座が使えないため、新しい口座番号等を教えてほしい」という不審な電話の事例が報告されています。

厚生労働省及び日本年金機構では、電話で皆さまの口座番号等をお聞きすることはありません。このよ

うな電話では、口座番号等の個人情報を答えることのないようにご注意ください。

不審な点を感じたら、寒河江年金事務所へ問い合わせください。

▶問合せ先 寒河江年金事務所 国民年金課  
☎84-2551(自動音声案内5)

## 令和4年4月から年金手帳が廃止されます

令和4年4月から年金手帳が廃止となります。

4月以降、新たに年金制度に加入する方、年金手帳の紛失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行いたします。

### ▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課  
☎84-2551(自動音声案内5)  
税務町民課 住民生活係  
☎67-2119

## 子育て支援センター あさひの利用について

4月8日(金) 午前は、子ども相談のみの利用とさせていただきます。

※午後からは通常利用可能です。

※こども相談は毎月第1金曜日に予定していますが4月は第2金曜日となります。

▶問合せ先 健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

### ○児童扶養手当

「両親が離婚」、「父または母が亡くなった」、「父または母が一定以上の障がい状態」にある等の児童(18歳になった年度末まで、障がい児の場合は20歳未満)を養育している方に対して支給されます。ただし、公的年金(※)を受給している方や一定以上の所得がある方は支給されない場合がありますので、詳細は問合わせください。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

### ○特別児童扶養手当

知的または身体に障がいがある児童(20歳未満)を養育している方に支給されます。ただし、一定以上の所得がある方は支給されない場合がありますので、詳細は問合わせください。

### ▶申込み・問合せ先

健康福祉課 子育て支援係  
☎67-2156

## 国民年金保険料「学生納付特例制度」のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ▶対象者

学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であること。

### 【所得基準額】

$128万円 + (\text{扶養親族等の数} \times 38万円) + \text{社会保険料控除等}$   
学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、令和3年度に保険料を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方には、

4月初旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入して返送いただくことにより、令和4年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。お手数ですが、寒河江年金事務所まで問合わせください。

### ▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課  
☎84-2551 (自動音声案内5)  
税務町民課 住民生活係  
☎67-2119

## ママと子どもの居場所ヘルプLINEを開設しました

子育て世代が抱えている悩みや困っていることを相談したり、質問を受け付けたり、支援情報を発信する場としてLINEの窓口が開設されました。

### ▶友だち登録用二次元コード



この活動は山形県の「子どもの居場所における相談機能強化事業」の委託を受けて実施されているものです。特に相談することがない方もさまざまなお役所情報が得られますので、ぜひ登録をお願いします。

### ▶問合せ先

NPO法人 やまがた絆の架け橋ネットワーク  
☎85-1070